

食料品製造業における 労働災害をなくそう!!

令和6年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上労働災害のうち、製造業は全体の約3割を占めており、そのうち食料品製造業が特に多くなっています。

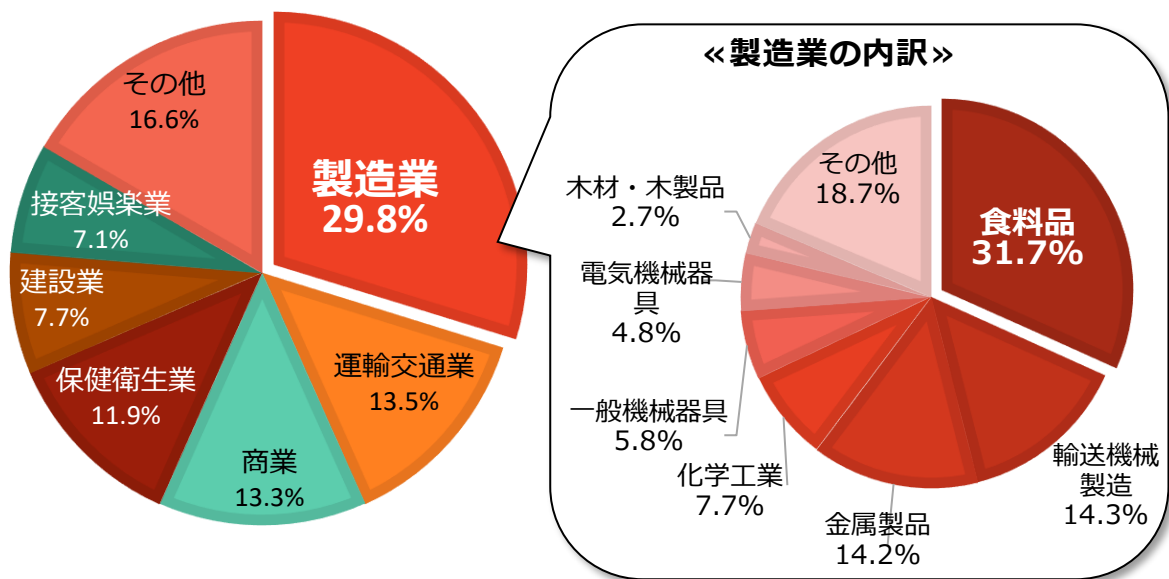


図-1,2 業種別労働災害発生状況（令和6年） 資料：労働者死傷病報告

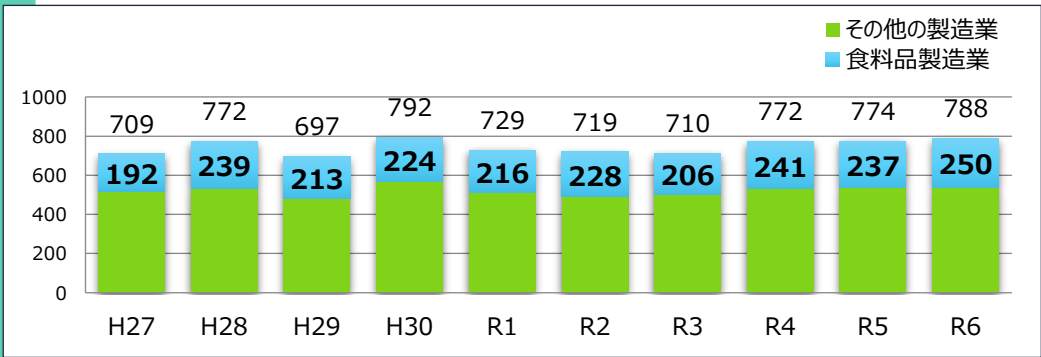
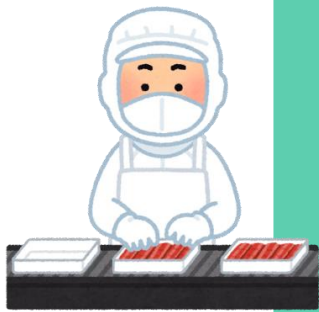


図-3 製造業及び食料品製造業における労働災害発生年別推移 資料：労働者死傷病報告



食料品製造業における主な労働災害の発生原因は概ね以下のように分類されます。通路、作業床などでの転倒災害と、食品加工用機械などによるはさまれ・巻き込まれ災害で約半数を占めています。

起因物	事故の型別	事故の型別								総計
		巻き込まれ、はさまれ	転倒	無理な動作、動作の反動	切れ、こすれ	墜落、転落	高温・低温の物との接触	飛来、落下	その他	
	食品加工用機械	13			9		2	2	1	27
	その他の一般動力機械（ファン、包装荷造機械等）	7	1		4				1	13
	仮設物、建築物、構築物等	3	54	5		10				72
	人力機械工具等（包丁などの手工具、台車などの人力運搬車等）	2	5	3	11	1	1	1	5	29
	用具（はしご、パレット等）		3	6		6		3	3	21
	その他の装置、設備（タンク、冷凍室等）	4	3	2			3	1	3	16
	動力運搬機（コンベア、フォークリフト等）	10				1		1	5	17
	荷	2	3	10					3	18
	その他	5	2	4	2	1	17	1	5	37
	合計	46	71	30	26	19	23	9	26	250

図-4 食料品製造業での事故の型別・起因物別労働災害発生状況（令和6年） 資料：労働者死傷病報告

通路の整備や安全行動の徹底により労働災害を防止しましょう!!

転倒災害防止対策⇒4 S (整理・整頓・清掃・清潔)の徹底を!

- つまずき対策 ●すべり対策 ●筋力の衰えを防ぐ など



はさまれ・巻き込まれ災害対策⇒食品加工用機械の安全対策を!

平成25年10月1日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されました。

◎食品加工用機械（第130条2～9）	
1．切断機・切削機の刃部で切断・切削に必要な部分	→覆いや囲い等を設置しなければならない
2．切断機・粉砕機等で原材料を出し入れする場合	→運転を停止、又は治工具の使用等の措置を講じなければならない
3．粉砕機等への転落	→覆いや囲い等を設置しなければならない
4．ロール機への巻き込まれ	
5．成形機・圧縮機での挟まれ	
◎一般基準（第107条）	
1．機械の掃除・修理・調整の作業をする場合	→機械を停止しなければならない →運転中の作業が必要なら、覆いの設置や特別な運転モードを設定する

未熟練労働者に対する安全衛生教育を必ず行いましょう!

食料品製造業における労働災害による死傷者数を経験期間別でみると、経験期間1年以内が最も多く、年齢別では50歳代以上が約半数を占めています。

未熟練労働者に対する**安全衛生教育**は、自ら危険を回避し安全な作業を行うことが十分でない者に対し、どのようにしたら職場で危険を回避し、安全に作業ができるかということについて、理解をし、身につけてもらうために行うものです。

高年齢労働者についても、経験年数の短い者の労働災害が多くなっており、雇入れ時や新たな業務を担当させるに当たっては、安全衛生教育を確実に実施することが必要です。

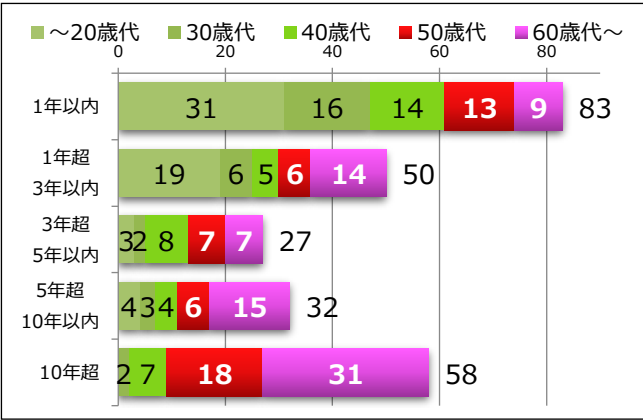


図-5 食料品製造業での経験期間別・年代別労働災害発生状況（令和6年）
資料：労働者死傷病報告

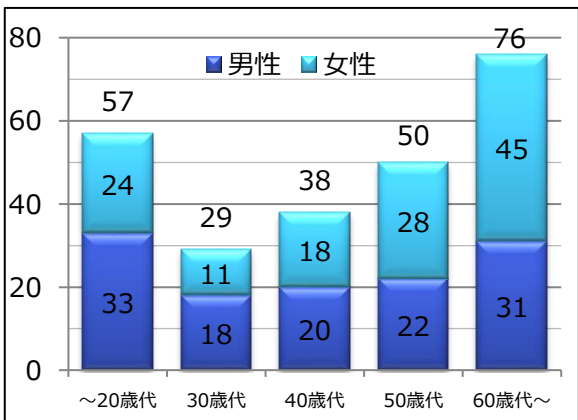


図-6 食料品製造業での性別・年代別労働災害発生状況（令和6年）
資料：労働者死傷病報告

リスクアセスメントを実施しましょう!

リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査）の目的は、作業現場に潜んでいるリスクを体系的に調査し、必要な措置を講じることで、労働災害を未然に防止することです。

費用、時間、労力なども勘案し、可能な限り優先順位の高いリスク低減措置を実施しましょう。

